

令和元年度私立幼稚園等補助金について

清瀬市に住所を有し、清瀬ひかり幼稚園・こばとの森幼稚園等施設型給付を受ける私立幼稚園に在籍している幼児の保護者の方を対象に**保護者負担軽減補助金**の各補助事業を実施いたします。

なお、補助金は市民税の税額によって決定されます。平成30年度、令和元年度（平成31年度）**市民税の申告がお済でない等**により税額が決定していない世帯につきましては、補助金が交付されないことがあります。

1 保護者負担軽減補助金

(1) 申請方法等

令和元年6月下旬～7月上旬に通園している幼稚園から申請書が配布されますので、申請書に必要事項をご記入のうえ、幼稚園に提出してください。

(2) 交付方法等

前期分(4月～8月分)は令和元年10月下旬頃、保護者の方への口座振込となります。後期分のうち9月分は別途振込となります。

(3) 補助対象

令和元年度中に清瀬市に住所を有し、私立幼稚園及び、東京都が認定する幼稚園類似の幼児施設、幼稚園型認定こども園、幼保連携型認定こども園、保育所型・地方裁量型認定こども園の1号認定の在園児で、保育料を幼稚園等に納付した世帯の保護者。

4月から9月までの保育料利用者負担額及び特定負担額が補助対象です。後期分のうち10月から翌3月分の申請は幼児教育無償化に係る申請と合わせて別途ご案内いたします。

(4) 補助限度額

『表1』のとおり。

※ ひとり親世帯等とは、保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が以下に該当する世帯となります。

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者
- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・精神保健及び精神障害者福祉に係る法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）
- ・特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）
- ・国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）
- ・その他清瀬市長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

『表1』

補助対象区分		令和元年度 補助限度額（月額）（4～9月分）	
		第1子	第2子以降
1	市民税所得割非課税、生活保護世帯及び区分2のうちひとり親世帯等に該当する世帯	月額 9,700円 (内訳都6,200円+市3,500円)	月額 9,700円 (内訳 都6,200円+市3,500円)
2	市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯。	月額 8,000円 (内訳都4,500円+市3,500円)	
3	市民税所得割課税額が77,101円以上211,200円以下の世帯。	月額 7,000円 (内訳都3,500円+市3,500円)	月額 9,100円 (内訳 都5,600円+市3,500円)
4	市民税所得割課税額が211,201円以上256,300円以下の世帯。	月額 5,900円 (内訳都2,400円+市3,500円)	月額 8,500円 (内訳 都5,000円+市3,500円)
5	上記区分以外の世帯。	月額 3,500円 (内訳 市3,500円)	

※ 前期分（4月～8月分）については、平成30年度市民税所得割額により決定します。

※ 後期分（9月分）については、令和元年度（平成31年度）市民税所得割額により決定します。

(5) 「第1子、第2子以降」の子どもの人数のカウント方法

以下の方法で補助限度額の区分を行います。実際の兄弟・姉妹の人数とは異なる場合がありますので、ご注意ください。

市民税所得割課税が77,101円以上（区分3～5）の世帯

・・・小学校3年生以下の兄弟・姉妹のうち、最年長者から順に「第1子、第2子・・・」とします。

市民税所得割課税が77,100円以下（区分1・2）の世帯

・・・兄弟・姉妹の年齢制限はありません。世帯が同一である等の生計を一にする子のうち、最年長者から順に「第1子、第2子・・・」とします。



2 その他

- (1) 『表1』の所得割課税額は、平成30年度・令和元年度（平成31年度）市民税所得割課税額です。
なお、世帯構成員のうち2人以上に所得がある場合には原則としてその合計額となります。
- ※ 市民税所得割額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等適用の場合は控除前の額で判定します。
 - ※ 世帯とは、園児と生計を共にしている方すべての方をいいます。
 - ※ 婚姻によらないで母若しくは父となったものは地方税法上の寡婦（寡夫）控除の適用があるものとみなして算定を行い、その額を市民税の所得割課税額とします。対象となる方は別途申請する必要がありますのでお問い合わせください。
- (2) 平成30年度・令和元年度（平成31年度）市民税の申告がお済でない等により税額が決定または確認できない世帯については、補助金が交付されないことがあります。
（国外に居住等していて申告ができなかった方については、下記「問い合わせ先」にご連絡ください。）
- (3) 平成30年1月2日から平成31年1月1日に清瀬市に転入された方は、平成30年1月1日現在の住所地で発行した次のいずれかが必要となります。
- ・平成30年度 市（区・町・村） 民税・都（道・府・県） 民税課税・非課税証明書
 - ・平成30年度 市（区・町・村） 民税・都（道・府・県） 民税特別徴収税額の通知書のコピー
 - ・平成30年度 市（区・町・村） 民税・都（道・府・県） 民税納税通知書のコピー（全部の北°-）
- 平成31年1月2日以降に清瀬市に転入された方は、平成30年度のものについては平成30年1月1日現在の住所地で、令和元年度（平成31年度）のものについては平成31年1月1日現在の住所地で発行した次のいずれかが必要となります。
- ・平成30年度・令和元年度 市（区・町・村） 民税・都（道・府・県） 民税課税・非課税証明書
 - ・平成30年度・令和元年度 市（区・町・村） 民税・都（道・府・県） 民税特別徴収税額の通知書のコピー
 - ・平成30年度・令和元年度 市（区・町・村） 民税・都（道・府・県） 民税納税通知書のコピー（全部の北°-）
- (4) 途中入・退園または途中住所異動等による補助金は、月割り補助または減額となります。また**保護者負担軽減補助金**が、当該年度に納付する保育料利用者負担額・特定負担額の合計額を超えて補助することはできません。
- (5) 申請書の記入については、補助金の申請書についている「申請書の記入例」をご参照ください。
- (6) 兄・姉が認可保育所、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設通所部又は児童発達支援及び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）を利用している場合の『表1』補助限度額の区分の取扱いについては、「問い合わせ先」までお問い合わせください。

※ お問い合わせ先 清瀬市 子ども家庭部 子育て支援課 保育・幼稚園係 電話 042-492-5111 （内線 232・233）
